

広島県告示第八百四十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条の規定によつて、家きん飼養者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

令和四年十一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内全域の百羽以上の鶏飼養農場及び家畜防疫員が必要と認めるその他家きん飼養農場
ただし、令和四年十月二十八日以降、自ら実施した農場を除く。

三 実施の期日

令和四年十一月十七日から令和四年十二月九日まで

四 実施方法

消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

なお、消石灰により難い場合は、消石灰による消毒と同等の効果と認められる方法による消毒も認める。